

	和歌山市公報	令和7年（2025年）7月16日 号外第9号	
		発行所 発行日	和歌山市役所 毎月 1日 15日
目 次			
【 監査委員公表 】			
番号			ページ
3	住民監査請求について・・・・・・・・・・・・・・・・（監査事務局）		1

和歌山市監査委員公表第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項の規定に基づき、令和7年5月22日付けで提出された「住民監査請求書」に係る監査の結果は、次のとおりであるので、同条第5項の規定により公表する。

令和7年7月16日

和歌山市監査委員	森田昌伸
同 上	柳野純夫
同 上	丹羽直子
同 上	中谷謙二

第1 請求の受付

1 請求の内容

本件請求の要旨等は、次のとおりであると解した。

(1) 請求の対象となる執行機関又は職員

和歌山市長（以下「市長」という。）

(2) 請求の要旨

和歌山市（以下「市」という。）が実施した新型コロナウイルスワクチン接種事業において、接種歴に基づいた有害事象（失明、死亡、血栓症等）の統計的分析を実施しておらず、市民の生命・健康に関わる重大な行政判断を行う上での情報収集義務・検証義務を怠っている。

このような怠慢は、行政の適正な事務執行を欠き、結果として公金の不当支出や不十分な健康被害対策につながっている疑いがあるため、以下アからウまでに掲げるような損失又は不適正支出が発生しており、行政に課された「予見可能な被害の回避」、「科学的根拠に基づく事業遂行」という注意義務に違反し、市民の知る権利や健康を守る行政責任を放棄している。

ア 不必要又は高リスクな追加接種事業の継続による公金支出

イ 健康被害の救済や医療補助の遅延

ウ 国や市への政策提言に必要な根拠データの欠如

(3) 措置要求の内容

ア これまでの新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る支出に対する違法性又は不当性の是正

イ 今後の新型コロナウイルスワクチン接種に関する新たな公費支出の禁止

ウ 死亡届とVRS（ワクチン接種記録システム）との紐付けデータの提供

(4) 請求書に添付の参考資料及び事実を証する書面

ア 令和6年度市予算内示資料

イ 令和6年度一般会計補正予算（第10号）事業概要

ウ 令和6年度予防接種健康被害救済制度審議結果

エ 届出事項等の異動届

オ 党則

カ 設立総会議事録

キ 役員名簿

ク X（エックス）による情報発信記録

ケ 裁決書（厚生労働省発感0528第6号）

コ 第80回新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード（資料5-2）

2 請求書の受理

本件請求は、令和7年6月9日に要件審査を行い、法第242条第1項に規定する所定の要件を具備しているものと認め、同日、これを受理することを決定した。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

請求人から提出された請求書、補正書及び令和7年6月30日に聴取した陳述の内容より、請求人の求める措置を要約すると第1の1（3）に示したとおり、以下の3点である。

- （1）これまでの新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る支出に対する違法性又は不当性の是正
- （2）今後の新型コロナウイルスワクチン接種に関する新たな公費支出の禁止
- （3）死亡届とVRS（ワクチン接種記録システム）との紐付けデータの提供

法第242条第1項において、「普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある（当該行為がなされることが相当の確実さをもつて予測される場合を含む。）と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実（以下「怠る事実」という。）があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によつて当該普通地方公共団体の被つた損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。」と規定されている。

これを踏まえると、請求人が求める上記（3）は、法第242条第1項に定める住民監査請求の対象となるべき行為のいずれにも該当しないことから監査の対象事項としない。

なお、法第242条第2項において、監査請求の対象とされるもののうち、財務会計上の行為については当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは監査請求をすることができない旨が規定されていることから、当該期間外の支出についても監査請求の対象事項ではないことを申し添える。

以上のことから、上記（1）及び（2）において、請求のあった日から財務会計上の行為のあった日まで遡った1年の期間で、市が実施した新型コロナウイルスワクチン接種事業に関する公費の支出が、法第242条第1項に規定されている違法又は不当な公金の支出に該当するか否かを監査対象事項とする。

2 監査対象部局

健康局 健康推進部 保健対策課

3 実施の方法

請求人の陳述の聴取、関係職員の事情聴取及び関係書類による事実確認をもって、監査を実施した。

（1）請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、法第242条第7項の規定に基づき、証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、令和7年6月12日付けで追加の証拠等の提出があり、陳述の意向に基づき、同月30日に陳述の聴取を行った。

（2）監査対象部局の弁明及び関係書類の提出等

監査に当たり、請求人の主張する事実を確認するため、市長に対して文書による調査を行った結果、本件請求に対し、令和7年6月16日付けで市長から弁明書の提出を受けるとともに、同日付けで市長及び会計管理者から関係書類の提出を受けた。

また、次の監査対象部局の職員の出席を求め、監査事務局職員により事情を聴取した。

出席を求めた関係職員

保健対策課長、副課長、班長ほか

ア 弁明書の内容（原文のとおり。）

令和7年5月22日付けで提起された住民監査請求に関し、次のとおり弁明します。

1 弁明の趣旨

本件請求は棄却するとの決定を求める。

2 請求に対する認否

請求の要旨について、否認する。

3 弁明の理由

和歌山市が実施している定期予防接種は、予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）、予防接種法施行規則（昭和23年厚生省令第36号）、予防接種実施規則（昭和33年厚生省令第27号）に基づいている。

令和2年12月9日に予防接種法第2条第5項にある臨時の予防接種の対象疾病に追加された新型コロナウイルス感染症は令和6年4月1日の予防接種法施行令の一部改正により予防接種法第2条第3項第3号の政令で定める疾患として「B類疾病」に位置づけられた。

B類疾病の予防接種については、予防接種法施行令第3条により、定期接種として予防接種を行う対象者が定められている。

そのため、新型コロナワクチン接種は令和6年10月から定期予防接種として、65歳以上の者及び60歳から64歳で一定の基礎疾患を有する者を対象者として、毎年度10月1日から翌年3月31日までの間で、各市町村が設定する期間に1回接種をすることになっている。

B類疾病の予防接種は、主に個人予防目的のために行うものであることから、予防接種の対象者は自らの意思と責任で接種を希望する場合に接種を行うこととなる。

予防接種法に基づいて行う予防接種の実施方法は、予防接種実施規則に定められており、第2条において使用する接種液は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第43条第1項に規定する検定に合格し、かつ、同法第42条第1項の規定に基づく厚生労働大臣の定める基準に現に適合しているものとされている。

万が一、定期予防接種を受けた者が予防接種を受けたことによるものと疑わしい疾病や障害、死亡した場合で厚生労働大臣が認めた時には、予防接種法第15条、16条、17条に基づき、対象者に対し、給付を行うこととなっている。

予防接種を行うために要する費用については、予防接種法第25条により市町村の支弁とし、また同法第28条において、経済的困窮者以外の予防接種を受けた者又は保護者から実費を徴収することができるとされている。また、定期予防接種のB類疾病については、国から経済困窮者の費用を無料とするため3割程度の地方交付税措置がされている。ワクチンの接種に係る費用はワクチン代と医師の手技料であり、国の低所得者を無料とするための地方交付税措置が3割程度であることも踏まえ、本市では新型コロナワクチン接種見込費用の3割程度を自己負担額としている。

以上のことから、本市における接種事業の安全性や公費支出については正当である。

なお、新型コロナワクチン接種は、令和6年6月補正予算にて接種率を前年度同時期同年齢の接種率56.7%相当（62,875件）で見込み、781,979千円で計上していたが、接種件数は令和6年11月現在で11,886件、接種率10.8%と接種件数見込が減少することが予想されたため、接種率25.0%（27,740件）で積算した。それに伴い、予防接種委託料、接種委託に伴う手数料及びパンチ委託料の減額補正を行った。また令和6年度から新型コロナワクチンについては、臨時予防接種の終了に伴い一般市場へ流通されており、医療機関が直接購入して接種している。以上のことから、本市の実質的な損害の発生に至ってはいない。

上記の事実により、定期接種となった新型コロナワクチン接種についての公費支出には正当性があるものである。

イ 関係書類の内容

市長及び会計管理者から提出された資料は、次のとおりである。

（ア）歳出予算差引簿（事業別）

- (イ) 支出負担行為書（事業別）
- (ウ) 単価契約物品購入書（消耗品費）
- (エ) 会計年度任用職員個人別給与台帳（年度別）
- (オ) 契約書（事業別）
- (カ) 支出命令書（事業別）
- (キ) その他関係書類

第3 監査の結果

1 認定した事実

本件請求、請求人による証拠の提出及び陳述並びに本件請求に関連する書類、弁明書、関係職員の事情聴取及び提出書類により、監査の対象事項について次の事実を認定した。

(1) 請求人の主張について

請求人の主張及び根拠は第1の1のとおりである。住民監査請求には、「事実を証する書面を添付しなければならない」とされているが（法第242条第1項）その趣旨は、事実に基づかない単なる憶測や主観だけで住民監査請求がされる弊害や住民監査請求が乱発される弊害を防止することにある」（大阪高裁平成21年6月30日判決）とされている。本件請求における事実を証する書面等は、市が実施した新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る減額補正資料や国が示した致死率等の暫定版資料等であり、請求人は見解の根拠を具体的かつ客観的に示しておらず、自らの見解を述べるにとどまっている。

(2) 監査対象部局の弁明について

監査対象部局の弁明内容は以下のとおり要約できる。

ア 新型コロナワクチンの特例臨時接種（全額公費による接種）は、令和5年度をもって終了し、令和6年度からは、予防接種法上、インフルエンザと同様のB類疾病に位置付けられ、定期接種として、65歳以上の者及び60歳以上65歳未満で一定の基礎疾患を有する者を対象に、自らの意思と責任で接種を希望する場合に接種を行うこととなっている。

イ 予防接種の実施は、予防接種法等に基づき行っており、使用する接種液は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第43条第1項に規定する検定に合格し、かつ同法第42条第1項の規定に基づく厚生労働大臣の定める基準に現に適合しているものとされているところ、万一、定期予防接種を受けた者が予防接種を受けたことによるものと疑わしい疾病や障害、死亡した場合で厚生労働大臣が認めたときには、予防接種法に基づき、対象者に対し、給付を行うこととなっている。

ウ 予防接種に要する費用は、予防接種法第25条で市町村の支弁と規定されており、定期予防接種のB類疾病については、国から経済困窮者の費用を無料とするための3割程度の地方交付税措置がされている。ワクチンの接種に係る費用は、ワクチン代と医師の手技料であり、国の低所得者を無料とするための地方交付税措置が3割程度であることも踏まえ、市では新型コロナワクチン接種見込費用の3割程度を自己負担額としている。

エ 新型コロナワクチン接種は、令和6年6月補正予算にて、781,979千円で計上していたが、同年11月現在で接種率10.8%と接種件数見込が減少することが予想されたため、接種率25.0%で積算し、予防接種委託料等の減額補正を行った。また、令和6年度から新型コロナワクチンは、臨時予防接種の終了に伴い一般市場へ流通しており、医療機関が直接購入して接種していることから、請求人が主張する市の実質的な損害の発生には至っていない。

(3) 監査委員の判断

法第242条第1項に定める住民監査請求は、普通地方公共団体の住民が、当該普通地方公共団体の機関又は職員の財務会計上の行為について、違法又は不当である旨を指摘することをその要件としている。

請求人が主張する新型コロナウイルス感染症における予防接種に対する安全性に関する見解等について、これまでも様々議論されていることは承知しているところであるが、年齢によっては接種勧奨及び努力義

務が課されていた臨時予防接種であっても定期予防接種であっても、有効性や安全性をはじめ予防の効果や副反応のリスクを理解した上で、本人又は保護者の意思によって接種が行われているものである。

予防接種に関して、国は、施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、予防接種法第3条第1項の規定に基づき、予防接種に関する基本的な計画（平成26年厚生労働省告示第121号。以下「基本計画」という。）において、国、地方公共団体その他関係者の予防接種に関する役割分担に関する事項を定めており、国の役割として、①定期の予防接種の対象疾病、接種対象者、使用ワクチン、接種回数及び接種方法等については、分科会等の意見を聴いた上で、国が決定すること、②予防接種の有効性及び安全性の向上を図るために必要な調査及び研究について着実な実施を図るとともに、副反応疑い報告制度及び予防接種健康被害救済制度について、円滑な運用を行うこと、③予防接種に関する海外からの情報収集及び全国的な接種率の把握等については、国の役割として行う必要があることに加え、実施主体である市町村が、住民への情報提供を含め、接種に関する一連の事務を円滑に実施できるよう、関係者と調整を図るとともに、必要な財源の捻出及び確保等に努める必要があることなどが定められている。

他方、市町村の役割としては、定期の予防接種の実施主体として、医師会等の関係団体との連携の下に、適正かつ効率的な予防接種の実施、健康被害の救済及び住民への情報提供等を行うことと定められている。また、予防接種の安全性の向上のための副反応疑い報告制度の円滑な運用及び予防接種の有効性の評価に資する感染症発生動向調査の実施への協力等に取り組むよう努める必要があるとされているところである。

これらに従い、市は、新型コロナウイルスワクチンの定期予防接種に関し、重症化予防を目的として令和6年10月から開始するに当たり、市や和歌山市感染症情報センターのホームページにおいて、①定期予防接種で使用するワクチンの種類や効果、安全性についての情報、②ワクチン接種は強制ではないこと、③ワクチンの効果と副反応のリスクの双方について理解し、本人の意思に基づいて接種を判断すること等について、厚生労働省の関連情報と合わせて詳細に情報提供を行っているとともに、自治会を通じた戸別回覧による周知を図っていることなどが確認できた。

また、新型コロナウイルスワクチン接種事業に関する公金の支出について、予防接種法第5条第1項において、「当該市町村の区域内に居住する者であって政令で定めるものに対し、保健所長の指示を受け期日又は期間を指定して、予防接種を行わなければならない。」と規定されており、同法第25条第1項において、「定期の予防接種については市町村、臨時の予防接種については都道府県又は市町村の支弁とする。」と規定されていることから、市が予防接種事業を行わないことは、同法第1条に掲げる目的に反する違法行為であり、到底容認できるものではないことは明らかである。

新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種については、令和6年3月31日まで、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第96号）附則第14条第1項の経過措置規定により、予防接種法第6条第3項の臨時接種とみなして実施され、年齢によっては接種勧奨及び努力義務が課されていたものの、接種は本人又は保護者の意思によって行われていたことに変わりなく、同法により市が実施する予防接種は、同法第30条の規定により、「第一号法定受託事務」とするとされていた。また、国においてその適正な処理を確保し、全国一律の基準に基づく処理が可能となるよう、法第245条の9に基づく第一号法定受託事務としての処理基準として、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き（以下「手引き」という。）」が示され、予防接種法第27条第2項の規定により、市が支弁する本予防接種の費用は、国庫が全額負担することとされていた。

こうした状況下で、令和5年度から令和6年度に繰り越して実施した令和5年度の臨時予防接種に係る市の事務については、第一号法定受託事務であり、予防接種の実施が市の役割となっており、国が示す手引きに基づいて実施したところである。また、接種するワクチンの種類についても、法令等で規定されていたものであるとともに、国から提供されるものであり、市として他に選択する余地がないものとなっていたところである。

さらに、新型コロナウイルス感染症がB類疾病の定期接種に位置付けられた令和6年度以降においても、関係法令等に基づき、市はその役割を果たすため、新型コロナウイルスワクチン接種事業の実施に伴う財務会計上の行為を行っており、その支出手続きにおいて、違法又は不当なものはみられなかった。

これまでに述べてきたとおり、請求人が主張する新型コロナウイルスワクチンの安全性等の向上を図るために必要な調査及び研究については国が担う役割であり、基本計画において、国は、被接種者及びその保護者等に対し、感染症に関する情報、予防接種の効果、ワクチンの有効性及び安全性、副反応のリスク並びに副反応を防止するための注意事項について、科学的知見をベースに国民の理解促進に資する情報発信を推進すること及び科学的根拠や信頼できる情報源に基づいていない情報について、信頼できる知見を積極的に発信することによって、被接種者及びその保護者等に対し、広く注意喚起を行うことを定めている。

これらを考慮すると、市が法令等に基づく予防接種の実施主体として、公金の支出を伴う新型コロナウイルスワクチン接種事業にあつては、その他市が独自施策として行う補助事業や委託事業等とは性質を異にしており、事業の必要性や費用対効果等、市が主体性と独自性をもって個別具体的に明示できる類いのものではないと解され、その有効性や効果等に関する考え方については、国の判断に沿って事業を実施していることから、請求人には理由がないと判断した。

また、令和6年度における定期接種の自己負担額については、令和5年12月時点のワクチン価格を参考に、中核市及び近隣他都市の状況を踏まえた上で、経済困窮者の費用を免除するために国が3割程度の地方交付税措置を講じるとされていることも鑑み、新型コロナウイルスワクチン接種見込費用の3割程度を自己負担とすることとし、残りは国からの助成金等により実施している。定期接種の自己負担額をどの程度に設定するかは、市長の広い裁量に委ねられているものと考えられ、そのような裁量行為に関しては、裁量権の範囲の逸脱又は濫用があった場合に、当該行為は違法となるものと解される（最高裁平成16年7月13日判決、最高裁平成20年1月18日判決、最高裁平成25年3月28日判決同旨）。

以上のことを踏まえると、自己負担額の設定については、市長の広範な裁量的判断であり、何ら社会通念に照らして著しく妥当性を欠くことが明らかであるとは認められない。よって、市長の判断が裁量権の逸脱又は濫用があるとはいえない。

したがって、請求人が主張する予防接種事業の実施に伴う支出に関しては、違法性及び不当性はないと判断した。

2 結論

以上のことから、本件請求に違法又は不当な公金の支出は認められず、請求人には理由がないものと判断し、これを棄却する。

（令和7年7月16日揭示済）